



村田商事が三條機械製作所<6437>株式の大量保有報告書を提出



三條機械製作所<6437>について、村田商事が1月25日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行者の経営権の取得及び重要提案行為等を行うこと。提出者は、発行者の発行済株式の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得することとなるよう、①発行者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②発行者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③発行者の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の発行者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを発行者に対して要請する予定です。また、本臨時株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、発行者は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される発行者普通株式を」によるもの。

報告書によると、村田商事の三條機械製作所株式保有比率は、94.12%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2012年1月23日。